

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年3月30日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

奈 監 第 7 1 号
令和2年3月30日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 森田一成様
奈良市選挙管理委員会委員長 西久保武志様
農業委員会会長 巽一孝様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 松 下 幸 治
同 太 田 晃 司

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

環境部 廃棄物対策課（衛生浄化センターを含む。） 収集課
土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）
環境政策課
都市整備部 都市計画課 都市政策課 JR奈良駅周辺整備事務所
西大寺駅周辺整備事務所
建設部 土木管理課 道路建設課
選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局

(企業局)

経営部

経営企画課 企業出納課

事業部

給排水課 下水道事業課

2 監査期間

令和2年1月10日から令和2年3月27日まで

3 監査方法

令和元年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和元年11月末日現在（企業局については、同年12月末日現在）の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

廃棄物対策課（衛生浄化センターを含む。）

(1) 自動車リサイクル取扱業登録・許可申請手数料については、申請書の提出を受けた際に納入通知書を発行しているが、申請者から入金があり会計管理者から収納の通知を受けた後に調定していたため、収入額が調定額を上回っている状態であった。

同手数料は、申請書の提出を受けた際に金額及び相手方を特定できるため、奈良市会計規則第11条の規定に則り、納入すべき金額等を確認したときに調定を行った上で、納入通知書を発行されたい。

(2) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を奈良市清美公社（以下「清美公社」という。）に委託しているが、徴収金額を、清美公社が作成した月額合計の収納状況表及び清美公社から市に入金された領収済通知書でしか確認していなかった。また、領収済通知書には、金額以外の情報が記載されておらず、収集状況の月別報告書である委託実績報告書を基に調定した金額が入金されているのか確認できる状態ではなかった。

所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、領収済通知書の摘要欄には収集月を明記させ、また、収納状況表等に加えて、利用者から清美公社に納付された際の領収済通知書及びし尿汲取済通知書等の

外部証拠資料を入手した上で照合を行うなど、清美公社からの報告が正確であるか適切に把握されたい。

- (3) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料については、徴収事務を清美公社に委託しており、利用者の支払に滞納が生じた場合、所管課は清美公社から請求先収納消込台帳で報告を受けて督促状及び催告書を作成し、送付については清美公社に依頼する流れとなっている。

しかし、督促及び催告を1回実施した後は、時効による不納欠損処分を行うまで、所管課は個別の滞納金返済状況を確認していなかった。

所管課は、公金である手数料の徴収事務を委託していることを十分に認識し、委託先任せにするのではなく、個別の滞納金返済状況を把握するなど債権の管理を徹底されたい。

- (4) し尿処理業務における一般廃棄物処理手数料の前年度収入未済分(過年度分)の滞納繰越処理において、前年度決算における収入未済額と本年度の調定額が一致していなかった。

滞納繰越の調定額は、前年度決算における収入未済額と必ず一致すべきであることから、適正な金額で調定処理を行われたい。

環境政策課

【意見】 自転車駐車場の指定管理について

奈良市自転車駐車場の使用料については、収納事務を指定管理者に委託しているが、使用料の収納状況を指定管理者が作成した報告書でしか確認していなかった。

所管課は、公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、一時利用については、一時駐車票、また、定期利用については、自転車駐車場定期利用申請書等の外部証拠資料と使用料の入金額との照合を行い、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。

都市整備部

J R奈良駅周辺整備事務所

J R奈良駅南地区土地区画整理事業費の切手類受払簿を査閲したところ、購入した切手の支出負担行為額と切手類受払簿の切手受入額が一致していなかった。

切手類は現金等価物であるため、購入の事実に基づき正確に切手類受払簿に記載し、適正に管理されたい。

【意見】 土木技術補助業務委託について

J R奈良駅南特定土地区画整理事業に伴う土木技術補助業務委託については、

受託者の現場技術員が J R 奈良駅周辺整備事務所内において、市の技術職員の不足を補うために、積算補助、監督補助及び工事管理業務を行っているものであったが、次のような問題点があった。

- ・現場技術員は同事務所職員と机を並べ、職員の指示を受け、職員と同様に業務を遂行している。

- ・現場技術員が職員と積算資料等の情報共有を図るに当たり、当該委託業務外の情報も含む、市職員用の情報系共有フォルダを使用している。しかし、入札時の特記仕様書には、当該委託業務の過程で知り得た秘密に関する守秘義務の定めがあるものの、市と受託者が締結した契約書には損害賠償等の具体的な事項を定めた個人情報取扱特記事項が添付されていない。

厚生労働省・都道府県労働局発行の「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」において、業務委託の場合、受託者は、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方（発注者）から独立して処理するものであることとされている。しかし、現状は業務を独立して処理しているとはいえないようにもみえることから労働者派遣との違いに留意する必要がある。

また、当該受託者は、地方公務員法に規定されている秘密を守る義務がなく、さらに、市が発注する他の契約の受注者にもなり得る立場でもあることから、情報漏えい等のセキュリティ面でのリスクが高い点でも問題があると考えられる。

所管課は、技術職員の不足を補うための土木技術補助業務委託について、人事課等の関係部署と見直し策について検討されたい。

建設部

土木管理課

(1) 行政財産使用料等における使用許可等の更新手続において、調定処理が遅延している事例が見受けられた。本来は 4 月 1 日付けであるべきところが、7 月から 9 月のものが法定外公共物占用料（里道及び水路）及び河川占用料において 60 件、10 月のものが道路占用料において 1 件（102 件分の一括調定）、11 月のものが行政財産使用料において 1 件あった。

行政財産使用料等の使用許可等の更新手続については、奈良市会計規則第 11 条の規定に則り、速やかに調定処理を行われたい。

(2) 道路占用料の前年度収入未済分の滞納繰越処理において、収入未済額の繰越調定が行われておらず、滞納繰越金の全額納入後の 10 月に調定されていた。

このような状態では、収入未済額が正確に把握できないことから、前年度収入未済額の繰越調定は、奈良市会計規則第 21 条の規定に則り、適正に整理されたい。

(3) 河川・水路占用許可台帳作成業務委託について、予定価格を非公表で一般競争入札を行うに当たり、入札参加業者からの問合せに応じて、市ホームページで予定価格を回答し公表していた。

当該契約は予定価格を公表する契約に該当せず、予定価格は秘匿性のある重要な情報であるため、厳重に注意されたい。

選挙管理委員会事務局

【意見】投票箱送致職員への自家用車借上料の支払について

今年度、奈良県知事及び県議会議員選挙並びに参議院議員選挙が実施された。選挙においては、午後8時の投票時間終了後、一斉に各投票所から投票箱が開票所へ送致される。その投票箱の開票所への送致については、基本的にはタクシーが使用されている。しかし、旧奈良市区域の東部山間地域及び月ヶ瀬・都祁地域の投票所からの投票箱送致には、タクシーの配車が困難であるとして投票事務従事職員の自家用車が使用されており、その対価として当該職員に自家用車借上料が支払われている。自家用車借上料の支給額は、選挙管理委員長決裁により旧奈良市区域の東部山間地域は4,000円、月ヶ瀬・都祁地域は6,000円と一律に定められている。

しかし、道路運送法第78条で自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。）は、同法同条中に特に掲げられている場合を除き、有償で運送用に供してはならないことから、選挙管理委員会が、職員の自家用車を借り上げる形で投票箱と投票管理者の運送を職員に依頼し、その対価を支払うことは、同法に抵触しかねない。仮に、借上料ではなく、実費相当分として旅費を支給するとしても、職員等の旅費に関する条例に、職員の自家用車借上げ時における旅費の支給に関する規定が存在しないことから支給することができない。また、職員の自家用車による投票箱送致業務を勤務と捉え、手当を支給しようとしても勤務と認める基となる公務における職員の自家用車の使用に関する規定が市には存在しないことから、自家用車による投票箱送致業務が、公務であるのか曖昧である。

このようなことから、道路運送法上問題があるのではないかと考えられるとともに、公務における職員の自家用車の使用に関する規定が市には存在しない状態で、自家用車による投票箱送致を依頼していることには問題があると考えられる。全投票所へのタクシーの配車が困難であるなどの事情があるとは考えられるが、選挙において最も大切である市民の投票用紙が入った投票箱の送致という重大な公務の執行が、一部において適切な執行となっていないと考えられることから、選挙管理委員会は、早急に自家用車借上げによる投票箱送致職員への自家用車借上料としての支払方法又は投票箱の開票所への送致方法の見直しを検討されたい。

(企業局)

経営部

企業出納課

下水道使用料の賦課誤りに伴う還付加算金について、算定期間の末日の設定に誤りがあり、本来より少なく支払っている事例と多く支払っている事例があった。

還付加算金については、地方自治法第 231 条の 3 第 4 項及び地方税法第 17 条の 4 の規定に基づき、算定期間の末日を還付のための支出決定日として、適正に算定した上で支出されたい。

【意見】自動販売機の設置について

企業局本局及び緑ヶ丘浄水場の自動販売機の設置について、対面による一般競争入札 3 件のうち 1 件は、1 者応札により落札業者が決定されており、落札額は事前公表している予定価格と同額であった。また、予定価格は行政財産使用料の算定額で設定されていた。

現在設定されている予定価格は、市場価格と比べ極めて低額であり、落札額が予定価格と同額であると、使用許可から入札方式の貸付契約に切り替えた利点が無くなってしまふことから、市場価格を考慮した上で予定価格を設定されたい。また、一般競争入札の場合、告示及び市ホームページで公に広く募っていることから応札者が 1 者であっても入札を有効としているが、予定価格を事前公表している対面による入札の場合においては、1 者応札では競争原理が働かないことも考えられるため、予定価格の非公表及び郵便入札の導入を検討するなど競争性の確保を図られたい。

事業部

下水道事業課

公共下水道事業受益者負担金にかかる延滞金については、システムで自動計算されているが、本来の金額より多く徴収していた。

この原因は、自動計算を行うためには、毎年、延滞金の算定の基となる特例基準割合をシステムに入力処理しなければいけないところ、平成 30 年以降は入力しておらず、特例基準割合が適用されていなかったことによるものであった。また、特例基準割合の入力は企業局職員で行うべき処理であったが、システムの保守会社が行うのか、企業局職員が行うのか所管課が明確に把握していなかったことも要因の一つであった。

延滞金の算定システムの保守に必要な処理の熟知及び保守会社との業務分担の整理等、適時適切にシステムの保守管理を行った上で、奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条及び附則第 3 項の規定に則り、適正に延滞金を徴収されたい。